

平成二十七年四月二十一日受領
答弁第一九六号

内閣衆質一八九第一九六号

平成二十七年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に
関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本

画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年三月六日内閣衆質一八九第一〇〇号。以下「前回答弁書」という。）一についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの「政府答弁書を起案した者」について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

「潮の舞」の所在が確認できなくなった経緯等が特定されなかったが、外務省として、「潮の舞」の所在が確認できなくなったことは遺憾であり、このことを厳粛に受け止めていることは、前回答弁書五についてでお答えしたとおりである。